

## 高砂市、高砂商工会議所と但陽信用金庫の包括連携に関する協定書

高砂市、高砂商工会議所及び但陽信用金庫（以下「三者」という。）は、「まち・ひと・しごと創生法」（平成 26 年法律第 136 号）第 2 条に定める基本理念にのっとり、地域経済の活性化及び人口減少社会における地域の持続的な発展に向けて連携協力を推進するため、次のとおり包括連携に関する協定を締結する。

### 第 1 条（目的）

本協定は、三者の人的資源等を活用して、高砂市の地域経済の持続的な発展に貢献することを旨とし、地方創生をはじめとする地域の課題解決に取り組むことにより、地域活力の創出に寄与することを目的とする。

### 第 2 条（連携協力事項）

三者が連携協力を行う事項（以下「連携協力事項」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 地域産業の活性化
- (2) 市政に係る情報発信
- (3) 地域を担う人材の育成
- (4) 文化・芸術及びスポーツの振興
- (5) 快適で暮らしやすい環境づくり
- (6) 防災体制の整備及び災害時における対応
- (7) その他三者が必要と認める事項

### 第 3 条（連携協力窓口の設置）

三者は、相互に連携協力事項に関する窓口を設置し、当該連携協力事項に関する協議及び情報交換を行う。

### 第 4 条（協定期間）

本協定の有効期間は、協定締結の日からその日の属する年度の末日までとする。  
ただし、本協定の有効期間満了の 1 月前までに、三者のいずれからも申出がない場合は、本協定の有効期間が 1 年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

### 第 5 条（信義誠実の尊重）

三者は、相互に協力し、誠実に本協定内容を履行するものとする。

### 第 6 条（守秘義務）

三者は、連携協力事項に関し、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、相手方から知り得た秘密を漏らしてはならない。ただし、相手方の事前の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

## 第7条（反社会的勢力の排除）

本協定に基づき実施される連携協力事項において、連携協力の対象となる事業者及び市民（以下「事業者等」という。）のうち反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、その他これらに準じる者をいう。）とみなされる事業者等については、連携協力の対象としないこととする。

2 次に掲げる行為を行う事業者等は、連携協力の対象としない。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- (4) 風説の流布又は、偽計若しくは威力を用いた信用毀損若しくは業務妨害行為
- (5) 前各号に準ずる行為

## 第8条（協議事項）

本協定に定めのない事項及び疑義のある事項については、三者で誠意をもって協議し、これを決定する。

本協定を証するため、本書3通を作成し、三者が記名・押印の上、各1通を保有する。

平成30年10月9日

高砂市

市長

高砂商工会議所

会頭

但陽信用金庫

理事長